

交通災害共済

総務課 ☎ 8 3 - 2 3 4 9

東京都の全市町村が共同で実施する共済制度で全市町村のみなさんが会費を出し合い、万一交通事故にあった場合、その傷害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。

共済の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間ですが、年度途中で加入された方は加入された翌日から3月31日までとなります。

会費は、Aコース1000円、Bコース500円のどちらかひとつに加入できます。

なお、中学生以下の方が加入する場合は、中学生以下の方おひとりにつき500円を町が負担します。(Aコースは500円、Bコースは無料で加入できます。)

ちょこつと共済



ちょこ助

ちょころ

ちょこつと共済マスコットキャラクター

災害等級と見舞金額

等級	交通災害の程度 (交通災害を受けた日から1年以内の日数)	Aコース 見舞金額	Bコース 見舞金額
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上 of 傷害	34万円	17万円
4等級	入院日数10日以上30日未満 または 実治療日数30日以上 of 傷害	14万円	7万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満 of 傷害	8万円	4万円
6等級	実治療日数10日未満 of 傷害	4万円	2万円

*見舞金の請求には交通事故(人身)証明書が必要となります。自転車の単独事故などでも、必ず警察へ届け出てください。